

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山陽小野田市長 藤田 剛二

市町村名 (市町村コード)	山陽小野田市 (35216)	
地域名 (地域内農業集落名)	厚狭南部地区 (杣尻東・杣尻西・東下津)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月9日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

ほ場整備事業を当初の計画どおりに推進すること
適正な営農計画の下、機構集積協力金や経営所得安定対策を活用し、法人経営を安定させること
現在の耕作者のほかに、農事組合法人のオペレーターを確保、育成すること
農業用倉庫兼事務所など法人経営の拠点を確保すること

(2) 地域における農業の将来の在り方

令和5年5月に農事組合法人が設立し、令和6年秋頃から圃場整備事業の工事が着手予定であるため、圃場整備施工地区内の農地は、当該法人が農地を集積し、施工地区外については、当面は現状維持し、将来的には、当該法人が集積・集約化したい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域の検討を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、農事組合法人を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備事業の計画があり、令和6年秋頃から工事着手予定である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA山口中央会が行っている農作業アルバイト(アグポシ)や草刈りアルバイト(アグカリ)を必要に応じて活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防護柵を設置するとともに、柵の管理や被害状況の確認等の体制を整える。
- ②健康米である「金のいぶき」の作付を契機として、エコ50.100などの有機農業等の取組の導入を検討する。
- ③圃場整備事業完了後は、効率的な農業経営を考え、スマート農業機械の導入を検討する。
- ⑧圃場整備施工区域内に農業用施設用地(1,500㎡)を創設し、農業用倉庫を建設して営農拠点を整える。